

事 務 連 絡
平成21年5月1日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）の症例定義について

今般、メキシコや米国等で確認された豚インフルエンザH1N1を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症として位置づけ、それを受けて、平成21年4月29日健感発第0429001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）に係る症例定義及び届出様式について」において、症例定義を定めたところです。

つきまして、症例定義にある疑似症患者の項における「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域」について、別紙のとおり定めますので、各医療機関に対して周知徹底をお願いいたします。

「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域」について

(5月1日現在)

- ・国立感染症研究所等の情報を参考に、症例定義における「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域」を以下のとおり定めます。

(新型インフルエンザが蔓延している国又は地域)

メキシコ

アメリカ

カナダ

※今後は、状況に応じて、厚生労働省ホームページにて、周知していきます。ご確認ください。

厚生労働省：<http://www.mhlw.go.jp/>

国立感染症研究所 感染症情報センター：

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>